

消食基第720号  
令和7年12月26日

各 都道府県  
保健所設置市  
特別区 衛生主管部(局)長 殿

消費者庁食品衛生基準審査課長  
(公印省略)

「食品、添加物等の規格基準別表第1第1表に規定する基材を構成するモノマー等について」の一部改正について

食品用器具及び容器包装に係るポジティブリスト制度において、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）別表第1第1表に規定する基材を構成するモノマー等については、「食品、添加物等の規格基準別表第1第1表に規定する基材を構成するモノマー等について」（令和5年11月30日付け健生食基発1130第1号厚生労働省健康・生活衛生局食品基準審査課長通知）でお示ししてきたところです。

今般、ポリエチレン及びポリプロピレンの物理的再生処理をポジティブリスト制度において使用可能とすることとしました。つきましては、同通知を別紙のとおり一部改正し、本日から適用しますので、関係者への周知をお願いするとともに、その運用に遺漏のないよう配慮をお願いします。

(改正は、傍線を付した部分。)

改 正 後	改 正 前																								
<p>別紙 13 アルケン類を主なモノマーとする重合体</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>使用制限等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>任意の化学処理</td><td>重合体への処理に限る。</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>水素化処理</td><td></td></tr> <tr> <td><u>物理的再生処理</u></td><td><u>重合体の構成成分に対して、エチレンが 50%以上の重合体又はプロピレンが 50%以上の重合体への処理に限る。</u></td></tr> </tbody> </table>	名称	使用制限等	(略)	(略)	任意の化学処理	重合体への処理に限る。	(略)		水素化処理		<u>物理的再生処理</u>	<u>重合体の構成成分に対して、エチレンが 50%以上の重合体又はプロピレンが 50%以上の重合体への処理に限る。</u>	<p>別紙 13 アルケン類を主なモノマーとする重合体</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>使用制限等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>任意の化学処理</td><td>重合体への処理に限る。</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>水素化処理</td><td></td></tr> <tr> <td>(新設)</td><td>(新設)</td></tr> </tbody> </table>	名称	使用制限等	(略)	(略)	任意の化学処理	重合体への処理に限る。	(略)		水素化処理		(新設)	(新設)
名称	使用制限等																								
(略)	(略)																								
任意の化学処理	重合体への処理に限る。																								
(略)																									
水素化処理																									
<u>物理的再生処理</u>	<u>重合体の構成成分に対して、エチレンが 50%以上の重合体又はプロピレンが 50%以上の重合体への処理に限る。</u>																								
名称	使用制限等																								
(略)	(略)																								
任意の化学処理	重合体への処理に限る。																								
(略)																									
水素化処理																									
(新設)	(新設)																								